# 福島県水道地図更新事業委託契約書

委託業務の名称　　福島県水道地図更新事業
委 託 料 の 額　　金　　円也
（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円也）
委　託　期　間　　着　　手　　契約締結日
履行期限　　令和９年３月２６日
契約保証金

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「　　」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）
第１条　乙は、別記１「福島県水道地図更新事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）
第２条　乙は、この契約に際し、委託料の 100 分の５以上の額の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 229 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（権利義務の譲渡等）
第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　乙は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（全部再委託の禁止）
第４条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
２　乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、書面による甲の承諾を得なければならない。
３　甲は、乙に対して、業務の一部を委託した者の商号又は名称その他必要な事項の

通知を請求することができる。

（委託業務実施状況の報告等）

第５条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第６条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第７条　乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）

第８条　委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第９条　乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数１日につき、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第 10 条　乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく成果品を提出しなければならない。

２　甲は、成果品を受理したときは、その日から 10 日以内にその成果が契約に適合するかの検査を行い、当該検査結果を乙に通知するものとする。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第 11 条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（契約の解除）

第 12 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(1)　委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　一部再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を一部再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3)　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 13 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料の額の 10 分の１に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(1)　前条の規定によりこの契約一部又は全部が解除された場合

(2)　乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 14 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の２に相当する金額を甲に納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第 15 条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第 16 条　乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（補則）

第 17 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第 18 条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　住　所　　福島県福島市杉妻町２番１６号
　　氏　名　　福島県
　　福島県知事　内堀　雅雄

乙　　住　所
　　氏　名